

西宮市地域避難支援制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、避難行動要支援者に対する避難支援等を実施するための基礎となる名簿の作成及び避難支援団体等への提供に関し必要な事項を定め、これにより災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するとともに、地域コミュニティでの助け合いの精神に立脚した避難支援体制づくりを推進することを目的とする。

(避難行動要支援者)

第2条 この要綱において避難行動要支援者とは、自力避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する者のことで、自宅で生活している者のうち、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 要介護認定3～5を受けている者
- (2) 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
- (3) 療育手帳Aを所持する知的障害者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- (5) 市の生活支援を受けている難病患者
- (6) 上記以外で避難支援団体が支援の必要を認めた者

(登録対象者及び登録要件)

第3条 本制度の登録対象者とは、前条の規定による避難行動要支援者のうち、地域による避難支援を希望し、かつ、以下の登録要件を満たす者をいう。ただし、同居者あるいは近隣に家族がいる等、支援を求めることが可能な者は、原則対象外とする。

- (1) 西宮市内に在住している生活者であること。
- (2) 第11条で規定される登録者名簿を第5条、第6条及び第7条へ提供することに同意すること。

(登録者)

第4条 この要綱において登録者とは、第10条により地域避難支援制度に登録された避難行動要支援者をいう。

(避難支援団体)

第5条 この要綱において避難支援団体とは、避難行動要支援者を支援するために各地域で核となる団体・組織をいう。

- 2 避難支援団体は、災害時に、登録者に対し、災害情報の伝達、安否確認及び避難支援等（以下「支援等」という。）を行うよう努めるものとする。また、支援等の協力を承諾した場合、速やかに避難支援活動実施に係る確認書を市長に提出しなければならない。

3 避難支援団体は、普段から声掛けや相談等を通じて、登録者の状況把握や避難支援者の確保等必要な体制の構築に努めるものとする。

(避難支援者)

第6条 この要綱において避難支援者とは、登録者の近隣に居住し、普段の見守りや、一定規模以上の災害が発生した場合に、避難行動要支援者への情報伝達や安否確認、避難誘導等の支援を行う者をいう。

(防災関係機関)

第7条 この要綱において防災関係機関とは、次のとおりとする。

- (1) 西宮市 各部局
- (2) 警察署
- (3) 西宮市社会福祉協議会

2 防災関係機関は、平常時においては地域での支援体制の確立を支援し、災害時や火災等の緊急時においては、取得した避難行動要支援者の情報を基に、より迅速にそれぞれの活動を行うよう努めるものとする。

(避難行動要支援者名簿の作成)

第8条 市長は、関係部局等が把握している要介護者や障害者等の情報をもとに、避難行動要支援者名簿を作成し、西宮市災害時要援護者情報管理システムにより一元的に管理する。

2 避難行動要支援者名簿は、住民の転入・転出事務のほか、各所管課が職権により随時登録実態を把握し、更新を行う。

- (1) 要介護認定3～5を受けている者
健康福祉局（介護保険課）
- (2) 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）、療育手帳Aを所持する知的障害者及び精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
健康福祉局（障害福祉課）
- (3) 市の生活支援を受けている難病患者
健康福祉局（健康増進課）

(避難行動要支援者名簿に登載する情報)

第9条 避難行動要支援者名簿に登載する個人情報には以下のとおりとする。

- (1) 固定情報
 - ・住基番号
 - ・本人氏名
 - ・生年月日
 - ・性別
- (2) 変動情報
 - ・住所

- ・ 年齢
- ・ 電話番号
- ・ 民協校区
- ・ 避難支援を必要とする理由
- ・ 避難支援団体
- ・ 同意の有無

(登録の手続き等)

第10条 市長は、避難支援団体が受け持つ地区範囲の避難行動要支援者に対し、地域避難支援制度への登録勧奨を行い、登録を希望する者は、地域避難支援制度登録申請書（以下「登録申請書」という。）により市長に申請する。

- 2 登録希望者が障害等により登録の手続きが困難な場合には、代筆することができる。ただし、代筆者は原則として扶養義務者又は保護者とする。
- 3 市長は、第1項の規定による登録の申請があったときは、登録希望者が第3条の規定に該当することを審査し、速やかに西宮市災害時要援護者情報管理システムに登録する。
- 4 登録申請書の原本は市長が保管する。
- 5 登録者は、登録情報に変更が生じた場合は、登録申請書をもって、速やかに直接又は避難支援団体を通じて市長に届け出るものとする。
- 6 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、速やかに登録情報を変更し、避難支援団体へ通知する。
- 7 市長は、登録者の情報について変更があることを知った場合で、登録者から第5項の規定に基づく変更の届出がなされなかったときは、職権により登録情報の変更をすることができるものとし、速やかに避難支援団体へ通知する。

(登録者名簿の作成及び提供)

第11条 市長は、前条に基づき、登録者名簿を作成する。なお、登録者名簿に登載される情報は、次のとおりとする。

- (1) 本人氏名
 - (2) 生年月日
 - (3) 年齢
 - (4) 性別
 - (5) 住所
 - (6) 電話番号
 - (7) 自力で避難が困難な理由
 - (8) 配慮が必要なことがら
 - (9) 緊急連絡先
 - (10) 同居者の有無
 - (11) 避難支援団体
- 2 市長は、作成した登録者名簿について、年度毎に更新を行う。ただし、必要があると判断したときは、適宜更新を行うものとする。

- 3 市長は、新規に名簿を作成したとき及び前項による登録者名簿の更新を行ったときは、速やかに必要となる範囲の名簿を避難支援団体及び防災関係機関に提供する。
- 4 避難支援団体及び防災関係機関は、前項の規定により名簿を受領したときは、速やかに登録者名簿等受領書を市長に提出しなければならない。

(個別避難支援計画等の作成)

第12条 登録者一人ひとりについて、災害発生時の情報伝達から避難所等の誘導まで、一連の活動を想定した具体的な個別避難支援計画を地域において作成する。

- 2 避難行動要支援者に該当するが、避難支援を希望しない未登録者については、マイ避難プランを作成するよう働きかける。

(避難支援を希望しない未登録者の情報の取り扱い)

第13条 避難行動要支援者に該当するが、避難支援を希望しない未登録者の情報については、平常時は福祉部局において管理し、災害発生により、安否確認や救助・避難支援を要する状況になった場合に避難支援団体等に提供する。

- 2 前項において避難支援団体等に提供する情報は次のとおりとする。
 - (1) 本人氏名
 - (2) 年齢
 - (3) 性別
 - (4) 住所
 - (5) 電話番号
- 3 未登録者については、市、避難支援団体等が、適宜地域避難支援制度への登録を呼びかけることとする。

(名簿情報の保護)

第14条 避難支援団体は、第11条の規定により名簿の提供を受けたときは、以下の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 名簿情報の漏えいや拡散がないよう適切に管理すること。
 - (2) 第三者へ名簿情報を提供しないこと。
 - (3) 名簿情報は原則として複製及び転写をしないこと。
 - (4) 名簿の紛失等がないように適正な管理下に置くこと。
 - (5) 避難支援活動以外の目的に使用しないこと。
 - (6) 原則として組織の代表者が名簿を管理すること。
 - (7) 避難支援団体において、団体の代表者以外の者が避難支援者となる場合、当該避難支援者が受け持つ避難行動要支援者に係る情報のみを必要かつ最小限の範囲で伝えること。
- 2 避難支援団体は、前項各号に掲げる事項に反した場合には、速やかに市長に報告しなければならない。
 - 3 市長は、避難支援団体に名簿情報の保護に関して、必要に応じ指示又は調査を行うことができる。
 - 4 市長は、避難支援団体が名簿情報を保護し難いと判断した場合には、名簿を返還

させることができる。

(登録又は支援の辞退)

第15条 登録者は、登録情報の取消しを求める場合には、登録申請書又は登録辞退届を市長に提出するものとする。

2 避難支援団体は、支援等の協力体制が維持できなくなった場合には、速やかに支援辞退届を市長に提出し、名簿を返還しなければならない。

(登録の抹消)

第16条 市長は、登録者が以下に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、登録を取消すことができる。

- (1) 登録者が死亡したとき。
- (2) 登録者が市外に転出したとき。
- (3) 登録者が入院若しくは入所等により自宅に戻れる見通しが立たないとき。
- (4) 登録者が第3条の要件に該当しなくなったと認められるとき。

(市の責務)

第17条 市は、この要綱に基づき実施される地域避難支援制度について、以下の事項について配慮しなければならない。

- (1) 市長は、各種広報媒体を通じて、この要綱に定める制度の周知を図ること。
- (2) 支援等が不可欠と想定される避難行動要支援者からの名簿登録を促進するため、地域との連携等による普及啓発を実施すること。
- (3) 地域の避難支援団体に対して、その支援体制を構築する際の指導・助言等の必要となる支援を実施すること。

(実施体制)

第18条 この制度の円滑な実施及び運用を図るため、健康福祉局、防災危機管理局、消防局、及び総務局は、連絡調整を含め随時連携協力を行うものとする。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成26年7月29日から実施する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。